

KANTEI

NEWS

vol. **176**
2025

CONTENTS

倫理綱領

1 会長挨拶

2 理事会開催報告

4 委員会活動報告

5 研修開催報告・予定

8 トピック(判例等の参考情報)



公益社団法人 日本損害鑑定協会

鑑定協会 倫理綱領

(2021年3月25日 理事会承認)

◆前文

公益社団法人 日本損害鑑定協会（以下「本会」という）は、多発する自然災害をはじめとするさまざまな事故によって発生した損害に対して、公正且つ迅速な損害鑑定を推進し国民生活の安定・向上に貢献することを目的として事業を展開する。

そのために、会員及び会員に所属する損害鑑定人（以下「損害鑑定人」という）は、鑑定技能及び鑑定品質の向上に資する調査、研修に取り組むとともに、損害鑑定の健全な発展と社会生活の安定に資する公正・誠実・迅速な業務遂行を行う役割を担っている。

このような目的や役割を実現するにあたり、会員及び損害鑑定人は、損害を鑑定する専門家としての高度な知識、豊富な経験及び高いスキルを培うことで、公正且つ誠実な高い倫理性が求められる。そのため、会員等は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程・行動規範を定めるものとする。

倫 理 綱 領

第1条（使 命）

会員及び損害鑑定人は、公正・誠実・迅速な損害鑑定を行うことにより、健全な損害鑑定の実現と社会生活の安定に資することを使命とする。

第2条（使命の自覚）

会員及び損害鑑定人は、前条の使命を自覚しその達成に努める。

第3条（独立性及び信義誠実）

会員及び損害鑑定人は、職務上のあらゆる人間関係において、独立性を保ち信義に従い倫理的及び誠実に振る舞う。

第4条（法令等の遵守）

会員及び損害鑑定人は、各種法令等を遵守し、法令及び実務に精通するよう努める。

第5条（品位の保持）

会員及び損害鑑定人は、平素から常に人格形成と品位の保持に努める。また専門知識の研鑽及び実務経験の蓄積に努めると共に、本会が主催する研修に積極的に参加し、自己研鑽を重ね損害鑑定の品質の向上を図る。

第6条（信用の維持）

会員及び損害鑑定人は、業務を公正かつ誠実にやり、常に謙虚な姿勢を保持することにより、信用の維持に努める。

第7条（公益活動）

会員及び損害鑑定人は、その使命に相応しい公益活動に積極的に参加し、実践するように努める。

会長挨拶



会長
太田 英俊

今年は台風の発生が例年より少ないようですが、全国各地で山火事や集中豪雨等の被害も発生しており、皆さんご多忙のことと思います。

ご承知おきいただいていると思いますが、当協会はこの10月をもちまして、創立50周年を迎えました。

このような節目を迎えられましたことは、当協会の礎を築かれた歴代の役員および、会員の皆さまのご尽力と、日本損害保険協会ならびに損害保険各社を始めとした関係機関、団体、企業の多大なご支援とご協力の賜物と、心より感謝申し上げます。

当協会は1975年10月に、それまで独自に組織されていた東西の鑑定人協会を統合し、任意団体「日本損害保険鑑定人協会」として設立され、損害鑑定業界唯一の業界団体として、業界および鑑定人の信頼性の向上と、さらなる成長を目指して2010年5月に「一般社団法人 日本損害保険鑑定人協会」と法人化を実現しました。さらに、2020年8月の定時会員総会で「日本損害鑑定協会」に名称変更し、2021年11月22日付けで公益社団法人の認可を受けて現在にいたっています。

当協会所属の損害鑑定人は、設立当初は110名ほどでしたが、現在はおよそ10倍の1,100名を超えるまでにいたっています。

創立50周年を迎えるに当たり、損害鑑定業界の発展と当協会のあゆみを次世代に引き継ぐべく50周年史を作成しました。同冊子では、協会の成立ちと当時の社会情勢、研修、フォーラム、ベテラン鑑定人を交えた若手鑑定人との座談会に加え、分野別の変遷や年表等の資料といった盛沢山の記載を行っています。

また、今年の損害鑑定フォーラムは、昨年の記念大会（第10回）開催後の新たなスタートと位置づけ、個別テーマとして「落雷」と「生成AI」を取り上げます。今後を担う中堅、若手鑑定人による新味のある取組みをベースに、専門家の方々との意見交換や講演を交えて、テーマを掘り下げ意義ある議論を深めます。

今後も60周年、70周年を迎えられるように、積み重ねてきた活動を充実させるとともに、新たな取組みも積極的に取り入れ、継続的に発展を続けていけるよう、努力していきます。

皆さまには変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます。

理事会開催報告 2025

9 月 定例理事会

【日時】 2025年9月9日(火) 13:00～16:30

【協議・決議事項】

1. 組織運営体制(委員会構成メンバー)の一部変更について(決議)

- ・ 認証制度研究委員会へ、永松理事と、共通テキスト作成のWGメンバーより参画いただく委員を増員する。他の委員の変更はない。
- 全会一致で承認、決議

2. 建築士会対応/損保協会による提案内容について(協議)

- ・ 損保協会より関連機関の見解取付け予定等について説明を受けたが、要員の活用方法の提議等の検討課題が生じている。当会の想定する条件を始めとして、引き続き、丁寧かつ入念な協議を継続していく。

3. 損害鑑定人 CPD 認証制度/今後の進め方・欧州出張 CILA 等調査について(協議)

- ・ 共通テキストは概ね完成となり、2027年度の制度開始に向け、制度体制、試験体制の分科会を設置のうえ検討を進めていく。認証制度を持つCILA等へ、理事の出張による情報収集も進めていく。

4. 外部理事・監事候補の選定・次期理事会体制の方向性について(協議)

- ・ 現時点で候補者として氏名の上がっている方について意見交換を行う。理事複数名による面談を実施し、適性等を確認し、検討していく。

5. 事務局就業規則等の改訂検討について(協議)

- ・ 事務局職員の60歳から65歳への定年延長、育児休業法改正に合わせた改訂等を検討し、次回理事会での承認決議を目指していく。

6. 会員アンケートの実施可否・質問項目等について(決議)

- ・ 昨年、一昨年ともに回答率は6～7割程度。回答が難しい項目もありアンケートは中止とする。会員より広く意見、要望を募る機会が必要であり、地域懇談会の定期開催等により、機会の設置を検討していく。
- 全会一致で承認、決議

7. 業務執行状況報告（書面報告・決議）

- ・業務執行理事の書面報告を確認する。
- 全会一致で承認、決議

8. 金融庁保険企画室と面談報告（報告）

- ・意見交換会を実施した。

9. 損保協会地震保険研修 契約書改訂について（報告）

- ・動画利用研修に関する運営の最終確認を行なったうえ、従来の契約書を改訂する。

10. 委員会報告・情報共有（報告）

（1）総務委員会

① 50周年史

作成、配布は完了した。

② 50周年記念広告記事

保険毎日新聞へ、広告記事を掲載する。

③ 入会関連情報

申請希望の鑑定会社があり、書類が整った後に審査する。

（2）フォーラム実行委員会：

メインテーマは「挑戦」、サブタイトルは「損害鑑定を新たなステージへ」で確定。フライヤーは10月に配布を予定している。総合司会者の選考を進める。

（3）教育研修委員会：

2025年度のASC研修アドバンスは、ツーバイフォー関連と事故性（不測かつ突発的な事故）の講座を実施予定。利益損害関連を検討中である。2026年度は、スタンダードでは一部の講座で集合方式を検討、地震保険損害認定基準研修は福岡、大阪、東京で実施予定である。

（4）総合企画委員会

女性鑑定人活躍推進WGで、2026年2月に次回の女性鑑定人の集いを企画し準備中である。

以上

委員会活動報告

教育研修委員会

2025年度のASC研修ベーシック、スタンダードは終了し、アドバンスは、下期に3つの講座を実施します。詳細は研修実施報告・予定をご参照ください。

2026年度のASC研修のうち、ベーシックは、5月に損保会館大会議室に集合で実施を予定しています。スタンダードは、受講者の要望も踏まえ、一部の講座で集合開催を検討しています。

地震保険損害認定基準研修は、東京、大阪、福岡で実施を予定しています。

CPD 認証制度研究委員会

協会統一テキストは、執筆や校正は終わり、Web等での公開準備を進めています。会員総会で決議をいただきましたとおりCPD認証制度は、制度を2027年4月に開始することを想定し、認証制度の仕組みや設定講座、受講形式、受験方法といった検討すべき課題について、2つの小委員会を設け、理事のみではなく、現役の損害鑑定人にも加わっていただき、鋭意、検討を進めています。2026年には、詳細説明の機会を設けたいと考えています。

総務委員会

2025年6月21日開催の定時株主総会と、総会後に開催しました創立50周年記念祝賀会へ、多くの会員にご出席いただき、誠にありがとうございました。また、50周年記念史を、会員所属の損害鑑定人へ配布しましたので、ご一読ください。

「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正により、2026年6月の役員改選期には、協会外部より理事、監事の招へいが必要となります。候補者の人選等を進めていきます。

総合企画委員会

2024年5月に開催した女性鑑定人意見交換会は好評であったため、第2回を2026年2月に予定し準備を進めています。WGメンバーのみならず、何名かの女性鑑定人にも運営側に参画いただき、特に経験年数の浅い鑑定人に向けた内容を検討しています。

フォーラム実行委員会

第11回を、2025年は11月29日(土)に、ソラシティカンファレンスセンターで開催いたします。遠方の方の利便性を踏まえ、13:00開始を試行いたします。メインテーマは「挑戦 ～損害鑑定を新たなステージへ～」とし、「落雷」と「生成AI」の小テーマを設けました。専門家をお招きし、講演やパネルディスカッションを予定しており、いずれも身近な課題のため、大きな関心を持って参加いただけたと思います。

研修開催報告

【地震保険損害認定基準研修】

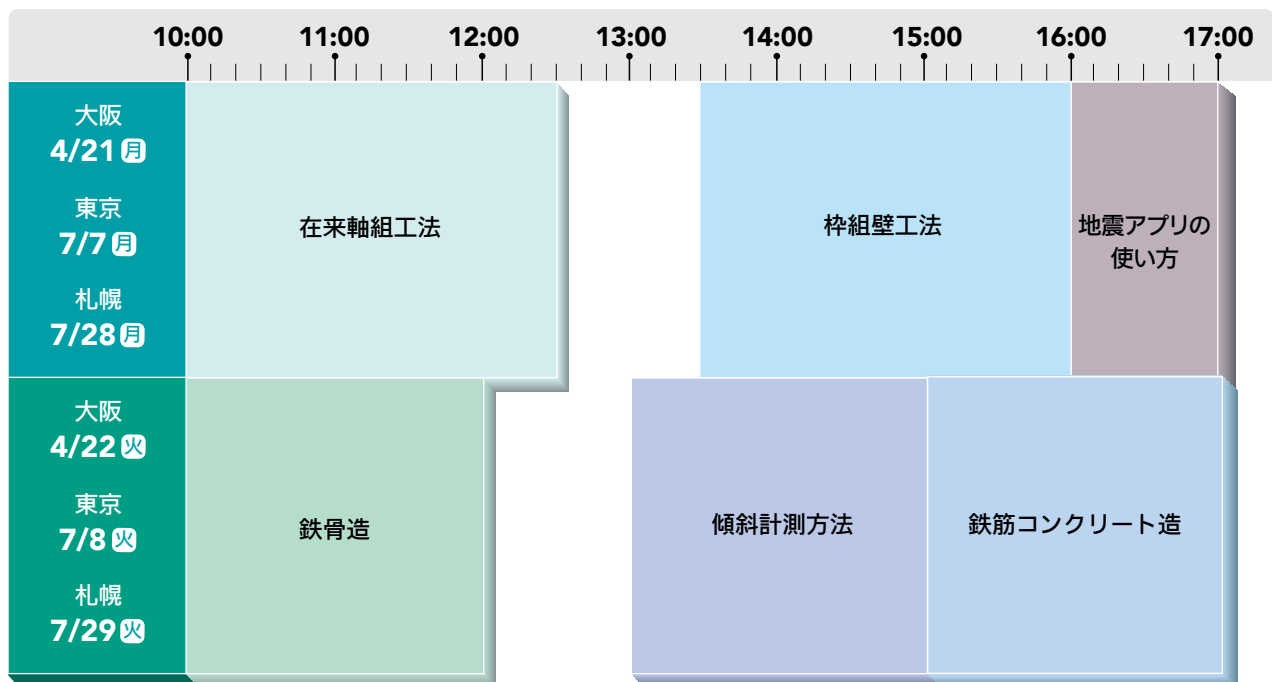
東京、大阪に札幌を加えた3か所で実施しました。

一般社団法人日本損害保険協会のご協力により、今年より、使用頻度の上がっている地震アプリを講義に追加しました。触れたことのない鑑定人も多く、ソフトのダウンロードから、演習問題を使用した判定までを行い、本番を想定した内容とし、受講後の1週間は自由に試用する機会を設けました。地震アプリは好評でありましたため、来年も同様の講義を実施予定です。

延べ79名と、例年どおり、人気の高い研修となりました。

2026年度は、東京、大阪、福岡の3会場で実施予定です。

地震保険損害認定基準研修



<受講者の声>

- 枠組壁工法の入隅の調査では、収納など見ないでほしい、入らないでほしいと言われた場合の対応もご経験談をお聞かせいただき勉強になりました。
- 現在はアプリを使った調査が主流かと思われまますので、使い方について学べる場があることが良いと思いました。
- グループで回答を作成する過程では、色々な考えを言い合えたのは有意義でした。一方、時間が限られ、異なる意見に対して背景まで深掘りする余裕がありませんでした。
- 傾斜の測定機材等に実際に触れる機会は限られている中で、研修で体験できることは非常に有意義に感じました。



座学・大阪



沈下計測機器の実習・東京



沈下計測機器の実習・札幌

研修開催予定

【今後の開催予定】

2025年度の実施が確定している研修は、次のとおりです。

○ ASC 研修アドバンス

コース名・講義名	内容	場所・日程	
アドバンス 「(仮) ツーバイフォー」	ツーバイフォーの建物の、構造や鑑定ポイントを理解する。	2025年12月16日(火) 13:00～17:00	
アドバンス 「(仮) 約款解釈… 不測かつ突発的な事故」	不測かつ突発的な事故について、約款解釈や判例を基に理解する。	2026年1月28日(水) 午後	※ Web 開催
アドバンス 「(仮) 利益損害」	特定の業種を例にとり、利益損害の算定方法を理解する。	2026年2月10日(火) 午後	

2026年度の研修予定は、次号で案内を予定しています。

トピック (判例等の参考情報)

依然として特定修理業者（保険金請求サポート業者）への対応は、損害鑑定人にとって、ひとつの課題となっています。

国民生活センターでは、これまでいくつかの注意喚起を行っていますが、2025年7月には、「ご用心 災害に便乗した悪質商法」として、地震、大雨の際に保険が使えるといった商法への注意喚起を新たにしています。

→ **ご用心 災害に便乗した悪質商法**

以前、「特定修理業者対応研修」の講師をお願いしました造力総合法律事務所・造力宣彦弁護士が、特定修理業者を相手方として行った訴訟で、勝訴された事案がありますので、ご案内いたします。

業者の行為が弁護士法第72条の非弁行為に該当するか、同条違反の契約は公序良俗に反するか、が争点となったことにはご注意ください。

本事案は、「消費者法ニュース 144号(2025/7)」(発行：一般社団法人消費者法ニュース発行会議)に掲載されましたので、ご案内いたします。

消費者法ニュース

要旨	インターネットを通じて火災保険金申請のサポート契約（業者の報酬は消費者が受領した保険金の30%）を締結してしまった消費者と、業者との間で交わされた契約について、業者の非弁行為として、弁護士法72条本文前段に違反すると判断し、同条違反の契約は公序良俗に反するものとして、契約全体を無効と判断された（簡裁では業者の請求を全面容認したが、地裁で結論が逆転した）。
裁判所	東京地方裁判所民事49部 中村 心、三貫納有子、紅林颯馬
判決・和解・決定日	2025年(令和7年)1月30日
事件番号	令和6年(ワ)第368号
事件名	請負代金等請求控訴事件
業者名等	(株)ミエルモ
問合先	造力宣彦弁護士 03(6268)9044

判決理由の要旨

「弁護士法72条本文前段にいう「その他一般の法律事件」には、法律上の権利義務関係についての紛争が現に生じている場合だけでなく、少なくともこれが生じ得る蓋然性が高いものも含まれると解され

トピック (判例等の参考情報)

る。また、「その他の法律事務」とは、同条例示以外の事務の、権利義務に関する法律上の効果を発生変更するための事務をいうものと解される。

そうしたところ、前記認定事実(1)アにおける被控訴人のホームページ上の記載や、同(1)イの利用規約の規定に照らすと、被控訴人は、調査の結果発見された損傷が保険の対象となるか否か、あるいは、当該損傷に係る保険金の額について、保険会社の見解との間に齟齬が生じた場合、被控訴人自らが保険会社に根拠を説明するなどし、保険契約者に代わって保険金の額等についての交渉を行うことを想定しており、本件契約も同様であったものと推認することができる。実際、被控訴人の担当者は、損保ジャパンの査定金額が本件調査報告書及び本件見積書のそれより低いことが判明した際、控訴人Xに対し、多田からA鑑定人に長時間の説明を行ったが増額には至らなかった旨を伝えたり、更に増額を目指すのであれば保険会社の担当者の連絡先を教えてほしいなどとして保険会社の担当者を相手に保険金の増額を目指した働きかけを行うことを念頭に置いたメールを送ったりしているものであり(前記認定事実(3)イ、ウ)、これらの事情は、本件契約において、被控訴人が、単に本件建物の被災調査を行って調査報告書等を作成するだけでなく、これらの内容が保険会社の査定と齟齬する場合、保険金の額等について保険会社との間で控訴人に代わって交渉を行うことを想定していたことを裏付ける事情といえる。

そうすると、本件契約は、保険金支払の可否やその金額という権利義務関係についての紛争が生じ得る蓋然性が高い事項について、保険会社との交渉という法律事務を被控訴人が行うことをも想定した契約であったと認めることができる。」

「上記(2)で指摘した被控訴人のホームページ上の記載や利用規約の規定に照らすと、被控訴人は、反復的に又は反復の意思をもって上記(2)の法律事務を行っていたものと認められるから、弁護士法72条本文前段にいう「業とする」との要件を満たす。」

「本件契約は、弁護士法72条本文前段に追反するものと認められる。そして、同条違反の契約は公序良俗に反するものというべきであるから、本件契約は、その全体が無効となる。

したがって、その余の争点について判断するまでもなく、被控訴人の控訴人に対する本件契約に基づく報酬請求及び違約金請求は、いずれも理由がない。」

東京地方裁判所民事第49部

裁判長裁判官 中村 心

裁判官 三貫 納有子

裁判官 紅林 颯馬

※認定事実の記載は省力します。



公益社団法人 日本損害鑑定協会

2025年11月1日

公益社団法人 日本損害鑑定協会

〒101-8335

東京都千代田区神田淡路町2-9 損保会館12階

TEL03-3254-6454

<https://www.laaj.or.jp/>